

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間

2 内 容

目標1 子どもを育てる職員が利用できる短時間勤務制度の利用促進

〈対 策〉

- 3歳未満の子を持つ職員が利用できる短時間勤務制度の周知・啓発を図る

目標2 子どもの看護のための休暇制度の利用促進

〈対 策〉

- 小学校入学までの子を持つ職員が利用できる子の看護のための休暇制度の周知・啓発を図る

目標3 男性職員が育児休業を取得しやすい職場環境の整備

〈対 策〉

- 男性職員が育児休業を取得しやすい職場環境となるよう意識づくりに努める
- 職場全体で対象職員の育児休業の取得を支援するよう業務分担の見直し等に努める

目標4 子育てしやすい職場環境に関する諸制度の周知・啓発

〈対 策〉

- 短時間勤務、子の看護のための休暇、育児休業などを取得しやすい職場環境となるよう意識づくりに努める

目標5 超過勤務縮減にむけた啓発

〈対 策〉

- 超過勤務縮減にむけた意識啓発を行い、計画的かつ効率的な業務の遂行を図る
- 業務の合理化等を行い、業務量の削減に努める

目標6 年次休暇取得日数の向上

〈対 策〉

- 年次休暇取得にむけた意識啓発を行い、計画的な取得を促進する
- 週休日等と年次休暇による連続休暇の取得促進にむけた周知・啓発を図る

目標7 若年者に対する職業体験の利用促進

〈対 策〉

- 福祉の職業体験ができる施設であることをホームページ等に掲載し、若年者の職場体験の受け入れの促進を図る